

輪島市監査公表第42号

平成29年12月27日付発監査第293号の監査結果報告に基づき、輪島市長より措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成30年2月28日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 漆谷 豊和





発輪病第 779 号

平成30年2月22日

輪島市監査委員 高野 哲男 様

輪島市監査委員 漆谷 豊和 様

輪島市長 梶 文 秋



定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関

市立輪島病院

監査執行年月日

平成29年12月4日

監査の結果	措置の内容	措置状況
<p>① 患者負担未収金について</p> <p>引きつづき、未収の方の状況を十分調査し、法的対応も念頭に置き、未収金の縮小・新たな未収金発生防止に取り組まれない。</p>	<p>① 患者負担金の未収金については、第3次市立輪島病院改革プランにおいても収入確保対策として未収金対策の徹底を掲げている。具体的には、発生予防策として連帯保証人を設けているほか、発生した場合には、未収金対応マニュアルに基づき処理することとし、定期的な督促や個別訪問面談を実施し債権回収の強化を図る旨の記載をしている。</p> <p>現在、当院における未収金対応マニュアルについて、より実効性のあるものになるよう内容の見直しを行っているところである。特に、患者未収金は、一度発生すると、回収に多大な労力と時間を要するため、できるだけ未然に防ぐための方策を強化できるようなマニュアルとなるよう検討している。また、発生してしまった未収金のうち、悪質であると判断した滞納者に対しては、電話による催促、臨戸訪問を計画的・定期的実施し、段階的に、支払督促制度を利用するなど法的措置により未収金を縮小する取組みも実施していく。</p> <p>今後も、未収金対応マニュアルに基づき、新たな未収金の発生予防及び債権回収強化に努めていく。</p>	<p>措置方針等</p>